

協定区域	垂水区舞多聞西3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2013年4月9日 更新 2023年4月7日
	面積	82,022.67 m ²		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2023年4月7日～2033年4月6日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物は、専用住宅または店舗等兼用住宅とする。
- (2) 前面道路境界から建築物の外壁及びこれに代わる柱の面までの距離は2.5メートル以上とする。ただし、別図2に示す道路境界線については、この距離を1.0メートル以上とする。なお、これらの壁面後退部分（以下「セットバック区域」という。）には、樹木及び堅固な構造物（門・塀・フェンス等の工作物）を設けてはならない（ただし、周辺の敷地に供給するために設置される変圧器等電気・通信機器類は除く。）。また、セットバック区域の設えは、別図3及び4のとおりとし、車両の保管場所として整備してはならない。
- (3) 隣地境界線から建築物の壁面（建築物の外壁仕上面）までの距離は1.0メートル以上とする。
- (4) 建築物の敷地の地盤面の高さは、原則、変更してはならない。但し、住宅建設と一体とみなされる地盤面の高さの変更については除くが、この場合においても、セットバック区域及び隣地境界線から1.0メートルの範囲は、地盤面の高さを一切変更してはならない。
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。
- (5) セットバック区域から建築物の外壁・柱の面をできるだけ後退させ、前庭としての空間の確保に努める。
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。
- (6) セットバック区域との境界部分（建築可能な範囲）及び隣地との境界部分は、芝生、植え込み、花壇、生垣、透視可能なフェンス等とし、視界の確保に努める。なお、フェンスを設置する場合は、セットバック区域との境界部分は、高さ0.9メートル以下、隣地との境界部分は、高さ1.5メートル以下とする。また、木などの自然素材の使用に努める。
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。
- (7) 前庭に、樹木を1本以上植樹するものとし、良好な管理に努める。なお、建築計画上やむを得ない場合は、他の場所でも可とするが、できるだけ道路に近い場所への植樹に努める。また、敷地内の緑化に努める。
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。
- (8) 建築物の敷地内に広告又は営業用の看板、掲示板その他これらに類するもの（以下、「看板等」という。）で、次のいずれかに該当するものは設置してはならない。
ア 屋上に設置するもの
イ ネオンに類するもの
ウ のぼり・垂れ幕に類するもの
エ 高さが2.0メートルを越えるもの（ただし、建築物と一体として設置されるものは除く。）
オ 表示面積（同一敷地内に2以上ある場合は、その合計）が2.0平方メートルを越えるもの
カ 周辺環境との調和を乱すもの
- (9) 屋根付きカーポート及び立体式駐車場を設置する場合は、周辺環境との調和を図らなければならない。
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。
- (10) 室外機等屋外に設置される設備機器は、道路などから見えにくくしなければならない。（ただし、周辺の敷地に供給するために設置される変圧器等電気・通信機器類は除く。）
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。
- (11) 屋外に自動販売機を設置してはならない。
- (12) 街並みの美観を保つため、建築物等が破損した場合は補修に努める。
ただし、別図1に示す協定区域Bについては適用除外とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

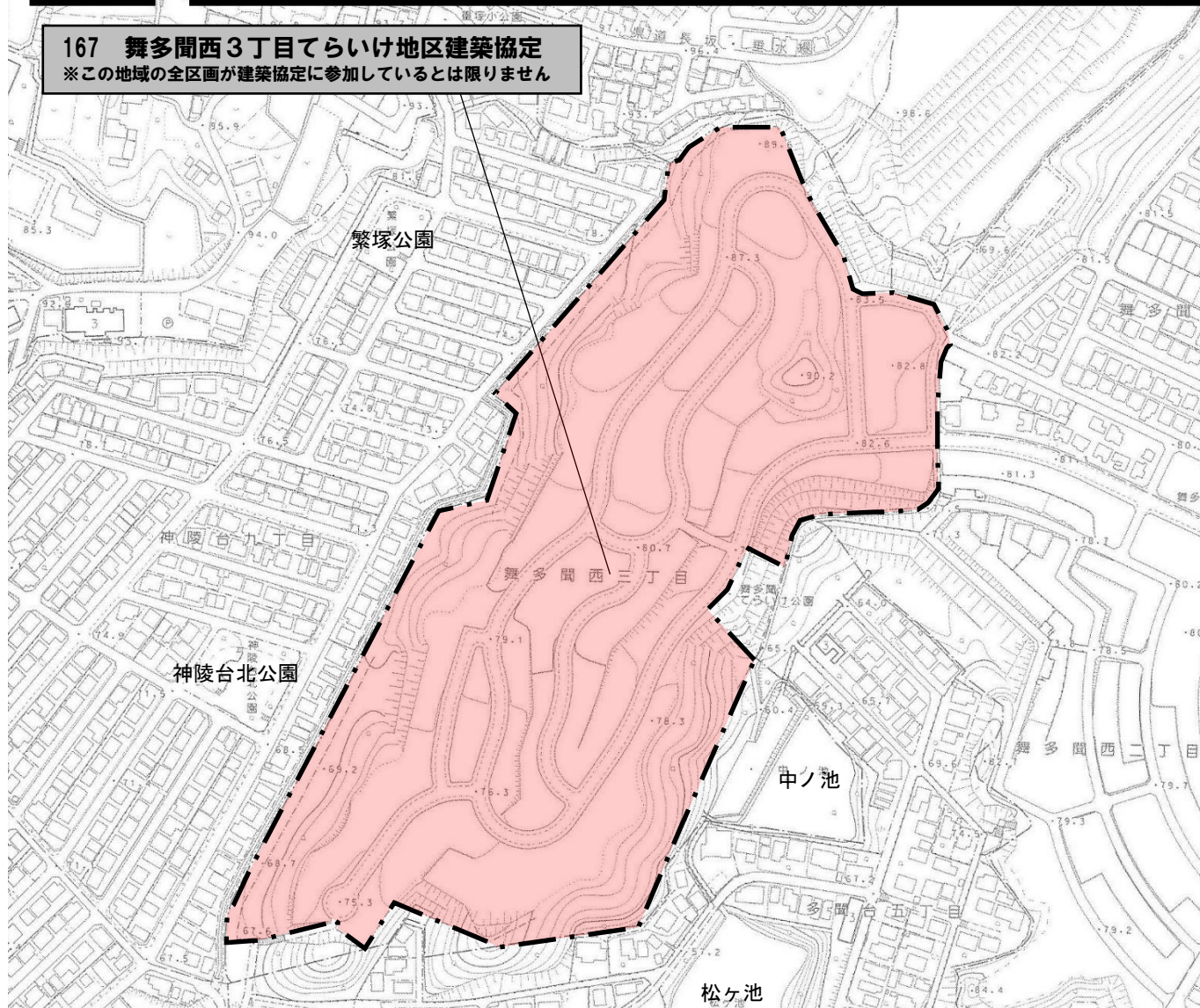
*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

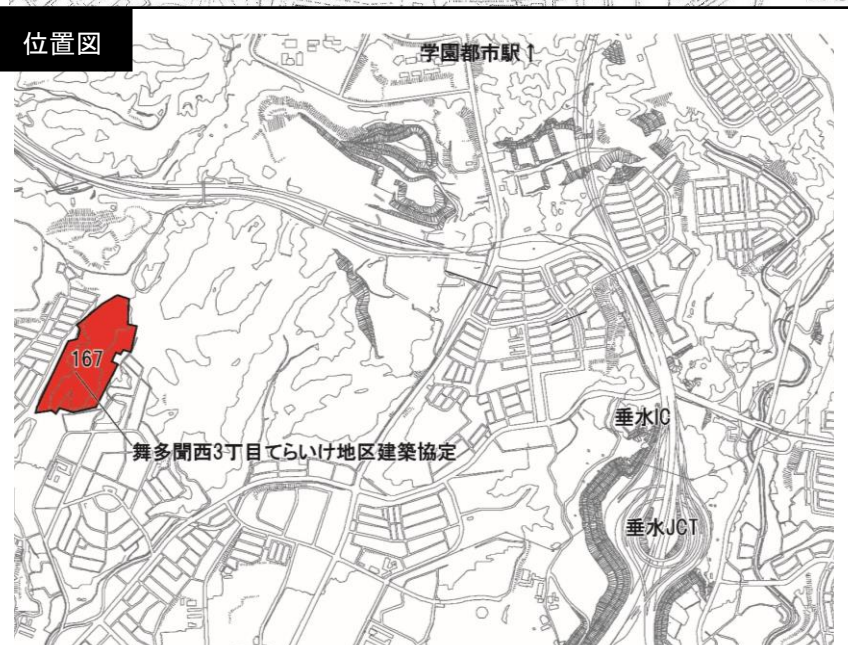
167

舞多間西3丁目てらいけ地区

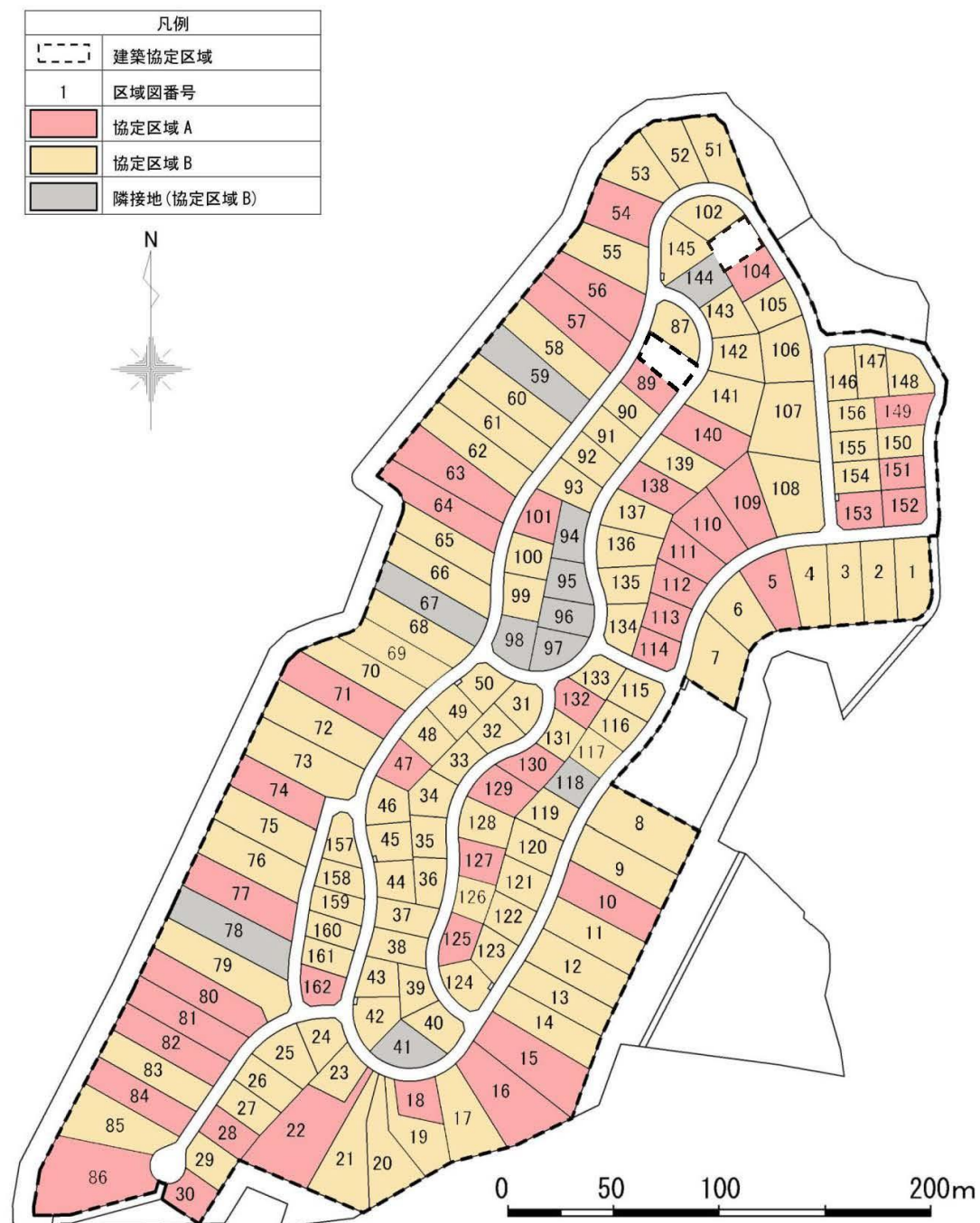
167 舞多間西3丁目てらいけ地区建築協定
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

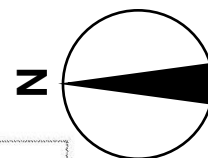


位置図



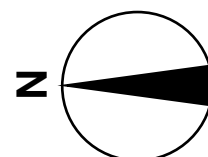
(別図 1) 建築協定区域図 (A・B)





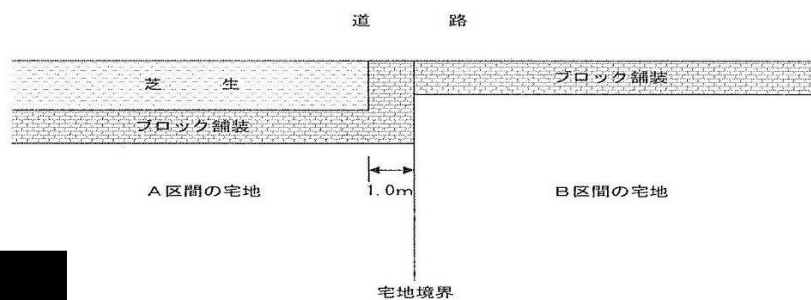
凡例	
	建築協定区域
	セットバック 1.0m以上の区域 (6、7、8～12、54、157～162 西側)

(別図 2) 前面道路境界から建築物の外壁等までの距離が 1.0m以上の区域



凡例	
	建築協定区域
	A 区間 : 道路境界側 1.5mを芝生、 宅地側 1.0mをブロック舗装
	B 区間 : 1.0mのブロック舗装

(別図 3) セットバック区域 (A 区間、B 区間)



(別図 4) A 区間と B 区間の接する部分